

『子ども・地域にせまる児童館活動』 1983年

- ▶ 家族・地域のドラスティックな解体・砂漠化の中で、学校教育成立以前からあった地域の人間形成力をいかに再創造していくか、そこに児童館は何をなしうるのか
- ▶ 「こども・地域にせまる児童館」とは、「こども・地域がせまる児童館」にせまることである。そのためにも、児童館がこどもだけを対象としていたのでは、本来的な活路はのぞめない。地域のもつ形成的力をたんねんに掘りかえし、その力に依拠しながら、住民との共同の子育て事業の具体化が求められている
- ▶ 「屋根つき遊び場」論の限界(竹内敏)
- ▶ どっこいタンポポも生きている野草探し ボクラ今日から原始人 商店街一日労働体験 カヌーづくりカヌー海苔 まち宝探し体験 ジャコウアゲハの生息とごはん探し 一坪畑づくり 都市は、まちは生きている まち遊び



アトリエクラブ〈幼稚園親子のための図画工作活動〉



仲間づくりのための活動

《幼児親子対象事業》

・クラブ活動

幼児クラブ〈いちご0才・みかん1才・めろん2才〜〉



手芸クラブ

- ・ 針と糸を使って作品を作る



こめコメクラブ

- ・ 食育の一環として、レシピを読み取りながら調理する技術を身につける



一輪車クラブ

- ・ 仲間と協力して演技を作り上げる



子ども・地域に
せまる児童館活動

共同の言葉でセンターをめざして

子ども・地域に



海老原治善
土井洋一
竹内 敏 編著

子ども・地域にせまる児童館活動



エイデル研究所



ISBN4-87168-002-9 C2037 ¥1800E 定価1,800円

子育て広場
武蔵野市立
O123吉祥寺

地域子育て支援への挑戦

0歳児から3歳児の
子育てコミュニティ誕生



【資料集】
施設概要・活動プログラムから利用実態まで
資料に見るもっとも新しい子育て支援

子育て広場
武蔵野市立 O123 吉祥寺
柏木恵子・森下久美子 編著

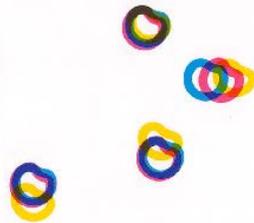


ISBN4-623-02817-8
C0036 ¥1800E



定価(本体1,800円+税)

子育て広場
O123吉祥寺



柏木恵子・森下久美子 編著
ミネルヴァ書房

児童館学童保育もんだい研究レポート



品川児童館・学童保育問題研究会



地域にねざした活動

- ・しながわ花海道
- ・蝶の道プロジェクト
- ・立会川うるおいプロジェクト
- ・勝島運河倶楽部との連携
- ・商店街との連携

どろだんご大会

- ・バーベキュー大会 ・ ざりがにつり
- ・やまもも狩りとジャムづくり
- ・まち発見わくわくプログラム
- ・ハゼつり
- ・土手あそびと虫観察
- ・運河の渡り鳥観察会
- ・菜の花ウォーク











十七の緊急改革提言 (児童館・学童保育21世紀委員会)
1994年発行

- 提言一 中・高校生とつながり共につくろう
- 提言二 開館時間の延長と休日開放を
- 提言三 学童保育の制度化と児童館での異年齢集団づくりを
- 提言四 育児相談・自主的地域活動の推進を
- 提言五 学童保育で緊急一時保育を
- 提言六 近隣医療機関との提携を
- 提言七 障害児もともに受け入れて
- 提言八 不登校・高校中退生とともに
- 提言九 もっと気軽な国際交流、もっと身近な国際化を
- 提言十 野外(屋外)活動の日常的とりくみを
- 提言十一 時代に応えた「最低基準」の改善を
- 提言十二 より適正な職員定数と配置を
- 提言十三 職員の研修・資格制度の保障を
- 提言十四 館長・施設長の資格制度の確立と裁量権の重視を
- 提言十五 子育てのネットワーク化と「児童館モニター」の設置を
- 提言十六 「子どもまちづくり計画」と「児童館スタッフ会議」を
- 提言十七 児童館に子どもの権利擁護のための窓口を

21世紀へむけて
**児童館・学童保育
プレリユード**
——緊急改革提言——



児童館・学童保育21世紀委員会編

児童福祉法の全体像と児童館・学童保育

21世紀の児童館・学童保育シリーズ 別冊

児童館と学童保育の 関係を問う

「一元化」「一体化」を
めぐって

児童館・学童保育21世紀委員会 ● 編



萌文社

21世紀の児童館・学童保育シリーズ 別冊
児童館と学童保育の関係を問う

ISBN4-938631-79-2 C0037 ¥1714E

定価(本体1714円+税)



CONTENTS

小水美代子 序にかえて—いばきで児童館と学童保育の関係性を問う	下浦 忠治 学童保育で大切にしてきたこと
西郷 泰之 児童館と「学童保育」の統合とリニューアル	松井 信也 児童館「一元化」の経緯と共存共栄の条件
鈴木 正一 児童館・児童クラブの統合と融合による相互作用	大内 理枝 児童館「一本化」の経緯と生活づくり
服部 栄 児童館・学童クラブの併設を活かす	上平 泰博 児童館と学童保育所の関係史概説
大和 明子 併設のデメリットをメリットとして活用する	石原 剛志 児童福祉法における学童保育条項
	川島 克之 結びにかえて—児童館と学童保育の「相違」に込められた

児童館と学童保育のあり方は
両者の関係性を
えぐり出し探ることなしには
見えてこない。

萌文社 ● 定価(本体1714円+税)

相互の「垣根」は
越えられるか!!

萌文社

保育園と学童保育(所)との
関係史においては 保育
園の延長から始まった
今川学園 三木達子

児童館・学童保育の実践と理論の刊行シリーズ

新しいコミュニティ時代にあふましい子どもの居場所・自己実現の場の確保を命題にして、今日的なさまざまなテーマを児童館・学童保育の活動からアプローチする注目のシリーズ!!

21世紀の児童館・学童保育Ⅰ
児童館・学童保育と子育て支援
地域の福祉・文化・環境・教育の創造へ
小水美代子 / 編著 2015年12月発行 2016年1月15日刊行 本体2427円

21世紀の児童館・学童保育Ⅱ
児童館・学童保育と居場所づくり
子どもの生活に即動と居るの拠点を
いばきで / 編著 2016年12月発行 2017年1月15日刊行 本体2427円

21世紀の児童館・学童保育Ⅲ
児童館・学童保育と子ども最優先
子どもの権利条約と学校五日制
いばきで / 編著 2017年12月発行 2018年1月15日刊行 本体2427円

21世紀の児童館・学童保育Ⅳ
児童館・学童保育と共生のまち
「まち探検」からまちづくりへ
いばきで / 編著 2018年12月発行 2019年1月15日刊行 本体2427円

児童館・学童保育21世紀委員会 ● 編

学童保育の関係者全体からみれば、**児童館との接点をせまられている箇所は全国平均で20%程度の割合**しかなく、それにひきかえ**40%以上を占める学校施設との関係**には関心をもたれる方が多いでしょう。教育委員会所管による学校を利用した「全児童対策事業」の推進までもが拡大の一途で、これは学童保育所の役割と機能の否定と裏腹です。そう考えると、児童館併設問題は相対的には軽いのかもしれません。

また児童館関係者からみると、学童保育を内設しているところは半分程度くらいしかなく、しかも学童保育は児童館事業の一環にしか過ぎないではないかという突き放した見方をすれば、学童保育の問題はやはり部分の肥大化にしかすぎません。

このように見ていくと、今回の刊行に関心をもたれる方々は、併設されている児童館・学童保育の職員にかぎられてしまいます。学童保育指導員が児童館職員としての役割をもたされ、児童館担当者もまた学童保育担当を兼務するような「矛盾点」などが争点となります。のみならず、**併設施設の狭小や処遇、担当制等によって生じた「一般児」対「留守家庭（学童保育）児」というような子ども観を分断した構図の反目としわ寄せが深刻の度を増している**とき、どのような解決方法があるのかという解答も迫られています。

しかし考えてみれば問題の性質は、どうも併設化された児童館と学童保育に限られる事象だけではないようです。**保育園卒園児のすべてが学童保育に入会登録をすませ、在校児童比率50%ラインを超えるとき**です。おそらく、「一般児」とは、「留守家庭（学童保育）児」のことを意味する**逆転の現象**が起きるのではないのでしょうか。「**一般（来館）児**」が、**少数「特定児童」へと変化するのは、あと20年も要しないように思われます**。これからの児童館の事業は、処遇・指導内容のあり方もふくめ「学童保育」の子どもたちを中軸とする運営形態が焦眉とならざるを得ません。それまでには児童館は学童保育実践から学び、学童保育もまた児童館実践から、それぞれ真摯に学んでおくことが重要となります。

近未来には児童館とは学童保育所のことをイメージされ、単独の学童保育所は児童館そのものに変容しているかもしれないのです。どちらかはともかく、**児童館もしくは学童保育所という施設名称そのものが消滅している**かもしれません。あるいは児童館・学童保育とは異なる第三の新名称が浮上しているやもしれません。

(はしがき 上平 1998年10月)

「児童館と学童保育所の関係史概説 東京都の制度・施策史をとおして」 上平

留岡清男（当時、法政大学教授）は、文部、厚生、司法による各省縦割りの児童行政が「文政型」「恤救型」「行刑型」のために「児童観の分裂」を引き起こしていると、戦前に警鐘している（『生活教育』昭和15年）。戦後、教育基本法、児童福祉法、少年法とが分立されていく経過をみると、留岡の危惧した事態が繰り返し再現されたといえよう。

（中略）戦災、引き揚げ、戦没軍人等々の孤児、浮浪児群の続出といった当時の窮乏した社会生活を直視するとき、「すべて児童」の「健全育成」とはいつても、非行予防のための収容対策といった応急措置的な「特殊」児童「対策」に収散せざるを得なかった。

ちなみに、終戦直後の東京における児童保護の実際をみると、児童福祉施策は収容保護対策に終始していたことがわかる。昭和23年版『民生局年報』によれば、中央児童相談所、養育院をはじめ都内6箇所にて一時保護所が仮設され、**前年度のみで延べ60207人ももの街頭浮浪児が収容されている。保護しても逃亡するケースは三分の一に昇った**といわれている。

これら収容保護児童のなかには、戦災、引揚、浮浪といった孤児の他に教護院送致児童、虐待児、精薄児、遺棄児、盲聾啞、虚弱児に分類されている。これらの子どもたちは、児童相談所や一時保護所を経由したのちに、都内の養護施設（42箇所）、養護施設兼乳児院（7箇所）、乳児院（8箇所）、精薄施設（6箇所）、療育施設（8箇所）、教護院（3箇所）といった児童福祉諸施設に分散されて収容されている。その他に延べ5万人もの母子が母子寮（30箇所）へ、1万人弱の収容園児が保育園（99箇所）に「保護」された。児童相談所や一時保護所を除けば、これら**児童福祉施設の大半は民間人の手によって運営されていた**が、このような要保護児童対策に奔走する「健全育成」施策は、**昭和30年代前半まで変化の兆しはなく、「一般児童」を対象にした児童館・児童遊園等の施策は皆無に等しい状態であった。**

（後略）

児童館法制と社会福祉関連法規の簡単トレーニング

児童福祉法(社会福祉六法のひとつ)の全容を知っておくといい

そうすると児童館(児童厚生施設)の特徴が見えてくる

どうして児童福祉法ができたのか 社会福祉八法とも対比しよう 憲法25条から規定された？

児童福祉法 (1947) 三法

身体障害者福祉法 (1949)

生活保護法 (1950 旧生活保護法1946)

知的障害者福祉法 (旧精神薄弱者福祉法 1960) 六法

老人福祉法 (1968)

母子及び寡婦福祉法 (1964)

社会福祉法(2000 旧社会福祉事業法 1951) 八法

老人保健法 (1982)

社会福祉医療事業団法 (1984)

児童福祉法にみる児童館・学童保育

児童福祉法の実施機関とされる児童相談所「中心主義」の機能 ※児童虐待の激増がつづき23区の児童相談所の設置動向

子どもの権利条約との整合性 つまり子どもの権利主体が、どこまで所見できるのか 支援する主義肥大の限界

保育所予算規模は他の児童福祉施設とは格段に違うが、児童福祉法上の位置づけと重点度は逆に小さい

・児童福祉施設には、「院」「所」「施設」「センター」という名称で14種類ある なぜ「院」だの「施設」だのと言ったのか

1.助産施設 2.乳児院 3.母子生活支援施設 4.保育所 5.児童厚生施設 6.児童養護施設

7.知的障害児施設 8.知的障害児通園施設 9.盲ろうあ児施設 10.肢体不自由児施設

11.重症心身障害児施設 12.児童心理治療施設 13.児童自立支援施設 14.児童家庭支援センター

- 児童福祉「施設」と児童福祉「事業」の違いは あまりに大きな格差と落差がある
- 「5児童厚生施設」の中には、なぜ児童「館」しかないのか他にはなかったのか
- 法制上にある「放課後児童健全育成事業」(学童保育)は、なぜ「施設」「所」ではなく「事業」とされてしまったのか
- なぜ施設としての「学童保育所」なのに「施設」ではないのか
- 児童福祉法制下において、特殊な位置関係に置かれた児童館
- 39条と41条の間にサンドイッチされている、いた、意味は何か

第三十九条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く)とする。

② 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

(平二四法六七・全改)

第三十九条の二 幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の幼児に対する教育(教育基本法(平成十八年法律第二百十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。)及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設とする。

② 幼保連携型認定こども園に関しては、この法律に定めるもののほか、認定こども園法の定めるところによる。

(平二四法六七・追加)

第四十条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第四十一条 児童養護施設は、保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

(平九法七四・平一六法一五三・一部改正)

- 児童福祉法案に児童館が法制化されていく過程。法案作成の関係者からは最初これは「あまりに暗すぎる要綱案だ・・・で一致した」
- つまり児童福祉法(72条)をつくるために、11次にわたって加筆修正が加えられていく「児童福祉法要綱案」の作成過程をみると 40条児童館は文化館・科学館 「すべて児童」(総則3か条) の中にある唯一あかるい施設として 児童厚生施設が登場する

児童館は福祉なのか教育なのか

山高しげり 山崎道子 吉見静江 伊福部敬子 浅賀ふさ らの活躍

「児童福祉法」は文字どおり「こどものしあわせ」法だと語る

- 吉見は厚生省初代保育課長、興望館館長
- 児童館は「遊びを与えて」を「遊びをつうじて」に変える必要
- 児童館の国庫補助は1962年からだったので、公式上は全国には170児童館しかなかった
- 「保育して」と「保育をつうじて」 目的と理念規定があいまいなまま現象に流されていく

松崎芳伸が提示していく児童保護法案要綱

- ▶ 「児童文化施設とは児童遊園、遊園地、児童劇場の他児童文化向上に資する所とすること」など、他にも児童図書館、児童博物館、児童会館、その他、児童科学館、児童文化館、児童体育館等も含む
- ▶ 児童校外教育 労働児童教育も意見書などで出てくる
- ▶ リクリエートも躰、生活指導ではダメ
- ▶ 最終的には「児童館等」になる しかし都市対策であることは否めない
- ▶ 松崎メモには、この過程で児童憲章づくりも出てくるとある
- ▶ 子どもは未来の「希望の星」だ、と松崎(後に日経連の専務理事)メモが残されている
- ▶ 途中から児童保護(法は戦前用語)要綱案から児童福祉要綱案に変わっていく

戦後児童館建設史 実践者たち

芝児童館(1948年設立、山高しげり館長)

- 社会福祉法人立「戸山ネイバフード・センター」(1949年)
- 東京大田区で最初に設立した個人立「はこぶね児童館」(1951年)
- この頃でも、下町各区には児童館が相当数あった。500ほど造られた東京の公立児童館が立ち上がったころには、しばんでいたもので、その実態がつかめないまま
- 役所がつくった児童館だったので、だいたいは金太郎飴の無味乾燥な建物だった児童館
- 大坂市役所にいた池川清児童課長によって 全国で2番目の生野児童館(1949年)につくられ、東淀川・西淀川・城東・都島児童館なども戦後すぐにつくられた
- 児童福祉法成立から10年の間に、大阪、京都、札幌、仙台、石川、秋田、神戸、名古屋市立児童館などが次々と開設されるようになった。明らかに児童福祉法に明記されたことによるものであった 渋沢栄一のような篤志家が戦後にもいた 例えば信金リーダーの小原鐵五郎などは、品川のまちづくり、図書館、児童館づくり等々に貢献した 1931年から方面委員を受託
- 市民立の勢いが、行政主導、行政責任へと転化していく 立ち上がった市民の側も、事業経営するという感覚がない。行政主導ではもっとなくなるが税金(財源)だけはある。しかし、それでは続かない。結局のところ、企業に任せてしまい、行政は投げて逃げてしまう。

児童福祉施設最低基準案（抄）・財団法人日本社会事業協会児童部（昭和22年12月）

第五部会（児童厚生施設部会）児童厚生施設最低基準づくり

双葉園の高島巖、児童福祉施設研究所の河野通祐、都計画局公園課の末田ます(YWCA 日比谷特設児童遊園の公園指導員)他

児童公園・児童遊園と冒険遊び場(大村虔一 羽根木のプレーワーク)

河野の恩師土浦は、自由学園明日館をつくった建築家ライトに影響された人物 河野は日本で最初の児童館である芝児童館を設計した

建築学会の会長をした児童施設設計してきた仙田満は河野が師匠

河野通祐『蚯蚓のつぶやき』

厚生省児童局編『児童福祉』「児童厚生施設」河野道祐執筆(48年6/15発行)

活躍していた実践家たち 児童館遊び場研究会誌系 昭和30年代

内田二郎(はこぶね児童館) 金子九郎(日本児童遊園協会)高梨三郎(芝児童館 東京婦人児童館 独協高校) 岡本泉(世田谷こどもの家) 中村和子(興望館) 坂手孝二(花月園児童館)

内田二郎は大正期に横浜YMCA,東京ボーイスカウト連盟、戦後ボーイスカウトの復権に尽くした大物
自宅のある久が原で児童館と保育園経営していた 金曜会誌系 昭和40年代

法制拘束される児童館・学童保育からの脱出

法制定した側が、事態の要請、変化だとして実態を変えてしまう

- ▶ 法制度の必要なのは社会環境の変容からだが、制度がなくともやれる、必要とされているからだが、それだけか。 やりたい、やりたかったみんなのお家こども図書館も自発的な児童館だ
- ▶ 都市に遊び場がない、交通事故多発、大気汚染、文化施設もない、親たち就労で放課後の子どもの面倒が見られない、戦後に本格化
- ▶ 法制定義は今も変わらない。ダイナミックに遊ぶには、施設規模としてはあまりに小さすぎる・・・そもそもの間違いがそこにあった 京都の児童館の場合 発想の転換がどうしても必要だったろう



② 児童館の歴史とその特徴 児童「館」・学童保育(所)とは



歴史の中に見え隠れした 児童「館」とは

- ▶ 児童館という「館」(やかた)から あなたは何をイメージするか
- ▶ 公民館、博物館、美術館、映画館にヒントがある
- ▶ 江戸時代、明治、大正の館イメージ 福祉施設の館イメージ
- ▶ 児童公園と児童遊園 電車児童館 公園児童館(冒険あそび場)
- ▶ わたしは左義長、寺子屋に児童館の淵源としたいが
- ▶ 英国のセツルメント運動 ロバートオウエン 日本の隣保館から

隣保館とは、イギリスの社会改良家で牧師でもあったアーノルド・トインビーが1870年代にスラム街地区の労働者貧困地域と世帯に対して、「環境の改良」や「教育の普及」、「意識の向上」などを行うため施設づくりを提唱し、設置を呼びかけ活動したセツラーたちの運動。1884年には世界で最初の隣保館（セツルメント）となる「トインビー・ホール」がロンドンに設置された。それが日本の隣保館事業のモデルとなる。トインビー・ホールを開設したサミュエル・バーネットは、セツルメント運動を大学生と労働者が自然な交流を通じて、お互いに知り合い、社会改良に協同する手段であると定義した。だから学生セツルが多い

その後、セツルメント運動は世界に広がりを見せ、特にアメリカにおいては、女性活動家のジェーン・アダムズとその友人エレン・ゲイツらによって、アメリカでは最初のセツルメントの「ハルハウス」が誕生している。

日本では、こうした海外のセツルメント運動の動向に影響を受けて、民間の社会事業家らによって明治後期にはスラム地区対策として展開されていく。イギリスと米国でのセツルメント活動に感激した片山潜が、1897年（明治30年）、東京神田三崎町に困窮労働者教育の場として「キングスレー館」を設置した。当時、日本の産業革命期にあたる「日露戦争」前後の疲弊と窮乏の中で、地方では「子売り」がされるほど経済的な疲労が進み、都市では経済活動が活発化する中で、資本の理論による安価な労働力がますます必要とされていた。

片山潜のような穏健なキリスト教社会主義者を明治政府が受容し得なかったことがヨーロッパ諸国の社会改良主義とは違い、その後の不幸な歴史を日本が歩むことになったともいえなくもない。

片山が通説とされてきた日本のセツルメントの創始者ではなく、石井十次ではなかったかという研究もある。片山のキングスレー館の取り組みは短期間だった。再び渡米して、クレムリン宮殿にレーニン・スターリンと同じように日本人として唯一遺体が安置されたことも、片山潜の評価を難しくさせた。

18世紀の後半からは、イギリスで起こった産業革命により都市が急速に発展し、この結果、農村から過剰人口が都市に集中することになり、この中の一部の人々がスラム街を形成するようになった。

すなわち、この年にロンドンで最も貧しかったイーストエンドのスラム街に大学生を中心としてキリスト教の伝道をしながら、スラム街を改善しようと活動を行ったのがセツルメント活動の起源となっている

困窮していた労働者階級の人々の生活向上(協同組合)と学習文化活動 社会(貢献)事業
第一原則 無産労働者に対する芸術、音楽、文学、思想、知識、友情、幸福、美、理想、希望
第二原則 無産労働者に対する友情と愛着、親切、善意、援助などをつうじた情操教育

学生たちの大学延長教育の一環として、労働者たちが生活した貧民窟に移住し生活を共にしながら接し生活向上に尽くすということ。悪化する都市の社会問題を解決するための社会正義の活動 学生たちは最も貧しかった無産者たちの生活圏に入って共に暮らした。

これらは政府の福祉的な支援事業よりも抜群に効果的だった 欧米ではキリスト教学生運動の救援事業、慈善事業の流れが顕著となっていく

日本では、片山潜のキングスレー館を設立したのがセツルメントの始まりとされて以降、全国の主要都市には、次々とセツルメント(隣保館)が設立され、1937(昭和12)年には、全国に189箇所の隣保事業施設(隣保館)が設立された。単なる政府の救済事業でセツルメントではないところも多かった

これらの施設で実施された事業の内容は、スラムの子らの教育、託児所、幼稚園、人事相談、家庭訪問、日曜学校、授産所、母子寮、簡易食堂など(別頁も参照)

1918(大正7)年の米騒動と1922(大正11)年の全国水平社の結成を契機に、京都などの各地に隣保館が設定されるようになったことが、同和対策としての隣保事業の始まりともなった。

帝大セツル(法律、医療、教育、保育など)の末弘巖太郎や穂積重遠よりは、賛育会と関係した帝大Y M C Aが先行していたことを福田垂穂、阿部志郎などは西内潔らのセツルメント研究をベースに対抗した。

神愛保育園、共愛館、本所賀川記念館等々、東京下町の民間社会福祉法人は依然として元気がよくて先駆的。大阪にも劣らずである。

帝大セツルの責任者でもあった穂積(民法、家族法)教授は天皇家に近い関係もあって、戦前戦後とも安泰だったが、1933年に神田須崎町に「こどもの家」(後の児童養護施設の双葉園 初代園長に高島巖)を創立してもいた。

児童館の戦前モデルはどこに

- ▶ 戦前の隣保館等には「児童倶楽部」(クラブ)があった。これが戦後の児童館誕生の伏線と源流になった?
- ▶ 当時の東京市による数少ない公立隣保館(セツルメント・ハウス)は、大正期に南千十、王子、大井、大島、和田、堀内、尾久の隣保館をつくった。大震災後は更に貧困スラム街化していた
- ▶ 一例として南千住隣保館(交隣園)の事業を見てみる。託児所、コドモ会、親の会、クラブ児童図書、児童娯楽、夜間図書、夜間娯楽、児童遊園、土曜会、英語組、裁縫組、診療所、巡回訪問、相談、娯楽会、講演会などが行われていた。
- ▶ 隣保館の部屋割りは、事務室、図書室、復習室、保育室、遊戯室、食堂、浴室、炊事場、娯楽部屋、会議室、保母室、産婆看護室、相談室、診療室、調剤室、待合室などがあった
- ▶ 学生たちによる帝大セツルの児童部では、父母の会、少年少女部、青少年等の活動を開始。

東京府調布市多摩河原でキャンプ活動(1924-1936)した、墨田区のキリスト教系の民間である興望館(京島)セツルメント(隣保館)と、帝大(大島柳島元町)セツルメントの対比 セツラーとレジデントの関係、東京大学セツルメントのセツラーとレジデントの違いはどこにあるのか

戦後児童館の歴史とその特徴

- 戦後すぐの40条児童厚生施設は各都市につくられた 代表例のいくつか

東京芝にあった児童館が日本最初の「児童館」 「いよいよ出来上がる児童会館」48. 7.学童新聞63号 港区役所総務部 「芝児童館落成」 48.12.10 港区政ニュース27号

40条に該当しないものの存在した**幻の児童館** 品川区の場合、無認可の洋風建築「品川児童館」(1951年のちに公立北品川児童センター)の他に区内に2館あった。下町の平井にも無認可で「日本児童館」というのも。昭和30年代には中国地方の保育園の多くが児童館を名乗った。新宿戸山団地内で活躍した「ネーバフットセンター」も児童館、北海道で最初の「中島児童館」は教育委員会管轄のカマボコ児童館、

- 札幌市内と仙台市内に児童館の数が現在でも多いのは、戦後すぐに立ち上げて、ユニークな取り組みをした先達たちの先駆的努力が実った
- 石川県、秋田県立児童館 茨城県内にもユニークな無認可児童館、京都市内には電車児童館 70年代以降の児童館 東京ではI小学校区I児童館を

設置主体	施設名	所在地	事業開始年月日	認可年月日	建物		敷地面積	都補助		備考	
					構造	面積		運営費			
								予算計上	実績		
私	財法東京児童福祉協会	東京婦人児童館	港区芝公園4号地	23.12.12	24.8.1	W 2階建	6193.47㎡ (8735坪)	1162.48㎡ (351.6坪)			借地
	社法日本フレンド奉仕団	世田谷バスセンター	世田谷区下馬1-北8-2	26.1.7	28.3.18	W 平家建	198.15 (59.94)	1,836.46 (555.53)			保有併設
	"	戸山	新宿区戸山/戸山147	24.7.25	28.3.18	W 2階建	317.02 (95.89)	1,652.89 (500.0)			借地
	社法興望館	興望館青少年クラブ	墨田区泉島1-116	24.9.1	31.1.12	"	261.52 (79.1)	3,059.56 (925.5)			保育所 診療所 } 併設
	個人 内田二郎	はこぶね児童館	大田区久々原505	26.6.21	31.12.6	"	147.11 (44.5)	396.69 (120.0)			借地
	社法北刈児童館	北立川	立川市曙町3-216	31.11.30	33.1.2	W 平家建	194.21 (58.75)	862.87 (261.02)			"
	社法玉水学園	玉水学園	西多摩郡羽村380	31.9.8	33.8.28	W 2階建	301.65 (91.25)	1,769.68 (535.33)			
	宗法全龍寺	左かよし苑	調布市金子町1-195	30.12.1	34.5.25	W 平家建	396.69 (119.99)	1,652.89 (500.0)			
	本木親隣会 運営委員会	本木親隣館	足立区梅田4-29-6	35.4.10	35.12.8	W 2階建	99.0 (29.9)	172.09 (52.05)			
	財法母と学生の会	母と学生の会児童館	世田谷区下馬1-7	35.8.20	36.10.13	W 1階建	102.49 (31.0)	1,227.6 (371.3)			借地 学生寮併設
	個人 福井英昭	長久寺学園	三鷹市大沢1-373	38.9.1	32.9.6	"	246.46 (81.48)	780.83 (236.2)			
	宗法春清寺	春清学園	三鷹市新町39	40.4.1	40.4.15	"	407.55 (123.5)	3,153.78 (954.0)			
	西立川児童館 運営委員会	西立川児童館	立川市富士見町1-23-6	30.3.12	41.12.24	W 2階建	435.53 (131.75)	2,281.32 (690.1)			借地
計	130所										
公 立	36										
合 計	49										

(52)

③ 児童館とは 学童保育とは その理念と実践と運動をめぐって

児童館(と学童保育)とは何であったのか 子どもの発達と児童館
どうありつづけたのか

ワーカーズコープの運営する児童館ならば、少なくとも子どもの館(やかた)のみに終始してはならない 都市に偏重したのも間違い「森の児童館」でありたい 「館」の職員のみであってはいけない 児童館そのものが変質し、ますますバーチャル・リアリティーのアバター館となってしまう感が強い「子どもの城」

児童館の揺れ方と変貌ぶりはあまりに大きい、突破口の期待もある

40条児童館とはなにか 学童「保育」とはなにかも 抜本的な再考が必要

- ▶ 子どもとは誰か 子どもとはなにか 子どもと大人の違い いつから子どもが「発見」されたのかも(子どもの権利条約で話した)
- ▶ 遊び場と保育だけの児童館・学童保育でよくない
- ▶ ワーカーズコープの理念とミッションが、その根本に位置づいて迫ることができれば変われるし、変えられるだろう
- ▶ 児童館は 施設内(側)あそび まちあそび 自然(生きもの)あそびだ
- ▶ 目に見える、目に見えないところで多様な関係を結びつつ、無心になって形を紡いでいくような子どもたち
- ▶ もし児童館が遊び場だとすれば、それはダンゴムシから宇宙の果てまでを対象に

子どもの発達に果たす児童館の役割と使命

- 学校教育と学校外教育 「外」とはどこのことか 私たちは「外」なのか
- 家庭「外」教育、地域「外」教育とか、児童館「外」教育などとは言わない
- 子どもの活動を中心とした生活圏周縁でのダイナミズム (面白いです楽しいですという声がかかること)行動移動すると、周辺風景まで変わる
「児童館基地」滞留しないさせない 児童館は離着陸するところ
- 児童館は教育なのか、福祉なのか どちらでもあって どちらでもない
そんな枠組は 子どもには狭すぎるし大人の発想でどうでもいい

児童館・学童保育はどこか 施設空間か 地域のことだ

- 児童館は360㎡の建物の中だけにあるのではない。地域が児童館なのだ
- 建物はあっても、建物だけでは こどもの心は満たせない
- どれだけ著名な建築家の造形した児童館であっても
- そうであれば、こどもと職員は遊びと仕事の空間が地域に拡張するだろう
- 地域が子どもの遊び場、職員もそこが仕事の対象となる
- そうしてしまうと自分も大変、委託先からも叱責される
- 子どもと職員のモチベーションは下がってくる
- **先ず**は地域も、仕事のテリトリーだという信念と確信が浮上すればいい
- 児童館は「基地」だから、いつか地域の自然と社会へと飛び出せる

④ ワーカーズコープ児童館の実践的・運動的な使命

- ワーカーズコープが運営する児童館(子ども施設)の職員(組合員)は どのような業態であってほしいか
- 入団後も法人の理念と哲学を組合員として学び共感もし、仕事をつうじて実現しようとする姿勢が問われる 労協は特異な法人か普遍的なものか そんなことは意識せずにルーチンワークをつづけるのか否か
- ワーカーズコープの児童館スタンスと、ワーカーズ的ではない児童館スタンスというものがあるのかどうか
- 労働と協同の結合というミッション(使命感)を強くもっているとは必ずしも言えないが、熱心に仕事をされている方たちはたくさんいる どこへ向かうのか、向かいたいのかも考えようとしている人々だ そして実践も運動にも関心がある

なぜ「みんなのお家」が

構想され実践されなくてはならないのか

- 法制度としての児童館定義は今も変わらない。ダイナミックに遊ぶには、施設規模としては小さすぎる、職員が少ないからは、そもそもの間違いがそこからはじまる 何をしたいのか 何をすべきなのかを考えながら行動したい
- 忙しい、館外は安心安全なところではない、館外は専門性、専門職の範囲外だ、委託先の役所から叱られる、親からも理解されない、〇〇が足りないという等々の不満と悲鳴ばかり
- ここで働く人たちは、児童館での遊びだけを目的としてはいけない 地域社会、子ども以外にまで視野角が入っているか
- 「遊びを与えて」遊んでいるだけではダメ 子どもの生活をゆたかにするためには過不足
- 人手不足なら、地域にはいろんな人がいる、いろんな宝物がザクザク地域で発見できる 求めよ、地域の人たちは助けてくれる
- 保育者とは誰のことなのか 根本から考え直した方がいい
- 葛藤は必須、思案する踏ん張りどころ 「みんなのお家」は地域そのものが凝縮されている



地域が 地球が 宇宙が 私の仕事の対象

そうになると 私の仕事は大変なのか そうではない



児童館の職員は何をしたらいい あなたは何をしたいのか

- ▶ 児童館職員とは誰のことだったのか
- ▶ だれとタッグを組むべきだったのか
- ▶ プロフェッショナルは、地域の中のあちらこちらにいっぱいいる。
- ▶ 地域は人財の宝庫だ
- ▶ 地域が遊び場 ときには地域を突き抜けて宇宙を眺めながら 想像夢想する
- ▶ 自然が教育者だ 地域が先生だ 地域が人を育てる
- ▶ 小さな手にとれるダンゴムシたちとも遊ぶ 子どもとばかり向き合ってはられない
- ▶ 子どもだって職員に監視されてばかりだと疲れる
- ▶ 職員は組合員は、ファシリテーター コーディネーター オルガナイザーだ
- ▶ プレイリーダーであることは遠慮がちに 遊びは遊びだと世間から思われがち
これが本物なのだが

遊びと仕事は、もともと区別されていなかった

- ▶ つまり あそびは仕事だったし 仕事はあそびだった 遊びは仕事 仕事も遊びのうち
- ▶ あそびは学び、学びはあそび なんでもあそびだった 遊びを抑制禁止する理由がある
- ▶ 遊びを仕事以外の余暇にしたのは近代社会 働かせて生産性を上げることがゆたかな社会になるのだと幻想をもたせる必要があった 遊びと労働を分離させていった そうすると非人間的な労働強化となっていく だからたまには遊んでもらうために休ませる 休息は余暇でしかなくなる おまけなのか
- ▶ 子どもが労働それ自体に参加するのは珍しいことではなく、生きるための当然の「習い事」だったが、近代市民社会と国家は、資本家の過重な児童労働の酷使を禁止したまでは良かったものの、子どもの労働能力それ自体を削いでしまい、学校教育(学習能力)中心の方向ばかりへと強制義務的に通わせていった。 運動会 行間体操などはその一例
- ▶ それは近代国家にとって学校へ通わせることは、資本の論理として好都合でメリットもあったから。子どもの労働は遊びそのもので、遊びとは、遊びの労働になってしまう。
- ▶ そうした思いにあると、「働くことって、楽しいね」と言えた「国分ほのぼの」の子どもたちは凄い。あんな子どもたちは確かに昔はいた、嬉々とした、目玉が生き生きした子どもたちだ。

児童館で「遊戯」すること 「遊労働」(遊働)大好き

- ➡ 遊び戯れること そもそも「遊戯」(ゆげ)とは、釈迦が悟りの境地を拓き遂げる際に必要とした高尚な用語。
- ➡ 遊戯なければ悟りなし。良寛和尚も子どもたちと「遊戯三昧」で悟りの境地に達していく。一般には大人の「遊戯」はお薦めされないが
- ➡ 良寛は巧みに子どもたちに遊ばせてもらいながら、自らも無我夢中になって我を忘却する境地に立つことができた
- ➡ 子どもには「仏性」が宿っていると信じられ、昔からの伝統行事に子どもたちは表舞台に登場し その存在感を大人の前で示した。「子どもまつり」の子ども歌舞伎なども良い一例

自然の見える遊び、自然とつながる遊び

- そもそも子どもには、大人になっていくと薄まる動物的な活力と感性がまだ残されている。子どもが動物性を失う要因となる近代化の弊害から守るためにもできるだけ自然の中に、人々の中に いることが重要になっている
- 自然と向き合って遊ぶ 自然の中に居て浸る
- 自然に(と)いるが当たり前前の動物 ヒトが「人」になるとヒトではないのか？
- 自然の中に生息している命と向き合う 自然生命観 大都市終焉 地方の時代
- それでも都市の中にまだある 小さな自然の発見にもこだわりたい タンポポ
- 生命を誕生させた岩石(森林、土) 水(雨海川)火と光、空気と空、星と天文、宇宙空間と向き合うことは、もっと大事。 人間社会の世界だけ見て、そこと係わるばかりでは 自分もつぶれてしまう時代となってしまった
- 生命誕生の契機となった「モノ」たちと遊ぶと、生命の尊さ、大切さがもっとわかってくる 宮沢賢治 南方熊楠などは いつも子ども心不失った大人だった

遊びとは 共食もすること

- 駄菓子屋でも子ども食堂でもいい、なんでもいい どこでも共食
- 火を使用して皆と囲みながら、食べられたらもっという
- 共に食べて、語る、笑い、楽しもう、ときにはなにか演じられたらなおいい
- 居心地のいい場所をつくる たまり場をつくる 移動式の場であっても
- できれば道草、寄り道もして、小さな自然を発見しながら
- 共同体のある時代は皆で食べた どの家でも食べさせてくれた
- ときには生きているモノを「殺して」、たべている恐ろしさを知る
- ヒトは、生きていたモノ、生きているモノを食べることでは生きられない
- 人殺しは重罪になるのに、なぜか。人間がこの世で一番えらいのか？

子どもの小さな冒険のためには、いたずらから

- ▶ 楽しみの わくわく感と ドキドキ感 たくさんあることが大事
- ▶ 泣かされよう 泣かせてみよう (これはうまくやらないといけない)
- ▶ おもしろいことを いっぱい、おもっきりやる 仲間ともいっしょに
- ▶ 他人に突然に声をかけて おもしろい会話ができる楽しさ
- ▶ どんな冒険をするか 話しあい実践してみよう 結果の振り返りも
- ▶ 身近な商店街でも、東京でもカヌーができるし 遠くのインドでも
- ▶ ヒトである私たちは、グレートジャーニー 世界よりも地球だ 足元だ



今となっては、サンマ(三間)をどう料理して食べたなら、よいものか 　　まとめ

児童館の三間(藤本浩之輔 教育人類学者)は、秋刀魚ではない？
ギンヤンマ？

新しい三間の解釈と取り組みが必要 『子どもの遊び空間』1974年
サンマとはなんだっただろうか

苦みのおいしさ、七輪炭、鮮度、秋刀魚寿司、おろし生姜

時間・空間・仲間の減退と喪失　そして復活